

# いじめ問題等緊急対応委員会設置要綱

赤穂市教育委員会

## (目的)

第1条 管下の学校において重篤な事案が発生した場合緊急の対応について提言を行う「いじめ問題等緊急対応委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、赤穂市教育委員会(以下「市教委」という。)の諮問に基づき、次の各号に掲げる事項について意見を述べ、必要な提言を行う。

- (1) 発生事案について、関係する児童生徒の生活環境を含めた原因や背景について検証考察し、具体的対策等を検討する。
- (2) 児童生徒が健全な社会人として育っていく体験学習の場として学校を捉え、学校教育及び学校環境が果たす役割と責任を見直し、改善に必要な対策等について検討する。

## (委員)

第3条 委員会は、5名の委員をもって組織する。

- 2 委員は、有識者及び学校教育に識見のある者のうちから、市教委が委嘱する。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (設置期間)

第5条 委員会は、委員を委嘱した日から4年間とする。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。但し、この要綱施行日以降、最初の会議は教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は原則非公開とするが、議事の概要については、一般公表する。

## (委員会の権限)

第7条 委員会は、市教委から提出された書類及び審議の対象となる事案に関して学校長が作成した書類等に基づき、審議する。

- 2 委員会は、審議のために必要と認めるときは、赤穂市教育委員及び市教委事務局職員、

学校長その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は報告を求めることができる。また、関係学校及び関係機関を訪問し、現地での調査を実施することができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、市教委指導課において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成29年6月 1日から施行する。